明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一七）　一

〔告　示〕
○都市計画に関する件
（関東地方整備局三〇一、三〇二）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局六七）　六
○道路に関する件
（中部地方整備局一二四～一二九）　七
○道路に関する件
（中国地方整備局一〇二）　七
○道路に関する件（北海道開発局七四）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
破産、免責関係　二
地方公共団体
行旅死亡人関係　二
会社その他
会社決算公告　二

省令

○環境省令第十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第三項、第七条第六項第一号、第十一条第二項、第十二条第一項第一号及び第二号、第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二項並びに第八十条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

環境大臣　石原　伸晃

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の表中「マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、コガモ（アナス・クレカ）、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンカ）、カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、コガモ（アナス・クレカ）、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）」を「ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンカ）、カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、コガモ（アナス・クレカ）、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）」に、「メラニタ・ニグラ」を「メラニタ・アメリカナ」に改める。

第十条第一項の表のウズラ（コトゥルニクス・ヤポニカ）の項を削り、同条第二項の表を次のように改める。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）	二羽
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）	合計して二羽
コジュケイ（バンブスィコラ・トラキクス）	五羽
ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フリギラ）、キンクロハジロ（アイテュア・マリラ）及びクロガモ（メラニタ・アメリカナ）	合計して五羽（ただし、網を使用する場合にあっては、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計して二百羽）
キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）	十羽
バン（ガルリヌラ・クロロプス）	三羽
ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）及びタシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）	合計して五羽
ニホンジカ（ケルヴス・ニポン）	一頭

第二十五条第一号の表の一を次のように改める。

一　鳥綱	
（一）　きじ目	
きじ科	ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）